

令和2年2月13日(木)

調印式終了後 報道解禁

令和2年2月6日



国立大学法人

滋賀医科大学

情報提供

公立甲賀病院組合と滋賀医科大学との「地域医療教育研究拠点に関する協定書」調印式を行います

この度、公立甲賀病院組合と国立大学法人滋賀医科大学は、滋賀県における医療活動を通して、地域医療を担う医師に対する教育及び地域医療を担う医師の養成と確保に関する研究を行うことを目的とし、協定を締結いたします。

つきましては、以下のとおり「地域医療教育研究拠点に関する協定書」の調印式を執り行うことになりました。

POINT

日時	令和2年2月13日(木)	10:00~11:00
会場	滋賀医科大学 管理棟2階 中会議室	
出席者	公立甲賀病院組合 管理者/湖南市長	谷畑 英吾
	公立甲賀病院組合 副管理者/甲賀市長	岩永 裕貴
	公立甲賀病院組合 事務局長	中尾 博志
	公立甲賀病院 理事/副院長	渡邊 一良
	公立甲賀病院 理事/副院長	南部 卓三
	公立甲賀病院 理事/看護部長	北林 栄
	公立甲賀病院 理事/事務部長	佐井 良昌
	滋賀医科大学 学長	塩田 浩平
	滋賀医科大学 理事/副学長/病院長	松末 吉隆
	滋賀医科大学 理事	来見 良誠

なお、調印式終了後に質疑応答の時間を設けておりますので、ご来学の程お願い申し上げます。

(別紙) 協定締結の趣旨、会場案内

《本件に関するお問い合わせ》

滋賀医科大学 総務企画課 (担当: 西田)
TEL: 077-548-2105

《プレスリリースに関するお問い合わせ》

滋賀医科大学 総務企画課 (担当: 叶・竹島)
TEL: 077-548-2012
e-mail: hqkouhou@belle.shiga-med.ac.jp

〔協定締結の趣旨〕

滋賀医科大学は、これまでに滋賀県地域医療再生計画（東近江医療圏）に基づき、平成26年4月に（独）国立病院機構、東近江市との3者で「地域医療教育研究拠点に関する協定」を締結し、さらに平成27年9月には（独）地域医療機能推進機構と「地域医療教育研究拠点に関する協定」を締結し、その活動拠点を東近江総合医療センター及び滋賀病院に設けて、地域の医療活動を行うとともに、地域医療を担う医師の養成等を行っています。

本学では、地域に根ざし、地域のリソースを活用した地域基盤型医学教育を推進するため、本学地域医療教育研究拠点の活動拠点を拡充することとし、甲賀・湖北地域等に活動拠点を置くことについて検討を重ねてきました。

そして、この度公立甲賀病院組合と「地域医療教育研究拠点に関する協定」を締結し、地方独立行政法人公立甲賀病院に第3番目の活動拠点を設け、地域における医療活動を通して、地域医療を担う医師に対する教育及び地域医療を担う医師の養成と確保に関する研究について、これまで以上に推進していくこととしました。

〔会場案内〕

- 日時：令和2年2月13日（木） 10：00から
- 場所：本学管理棟2階 中会議室（下記マル12の建物です）
- 建物前に駐車場をご用意いたします。
- キャンパス内案内

